

農業委員会第12回総会議事録

1. 日 時 令和3年6月14日（月）午前9時30分～午前11時15分

2. 場 所 鈴鹿市役所 12階 1203会議室

3. 出席委員（16人）

会長	堀田 長久	会長職務代理者	鈴木 秀	
1 番	田中 恒司	4 番	佐々木 平	5 番 小菅 武次
7 番	飯田 秀治	8 番	辻 望	9 番 加藤 三久
10 番	小林 伸康	11 番	大石 徹也	12 番 平子 伸
13 番	稲田 利幹	16 番	大野 久美子	17 番 三田 久憲
18 番	豊田 栄美子	19 番	望月 広志	

4. 欠席委員（3人）

2 番 長谷 康郎 14 番 上田 みね子 15 番 近藤 啓子

5. 事務局

農業委員会事務局 鈴木次長，小林農地GL，森田，田吹，北条総務GL
農林水産課農政G 武内

6. 議事日程

開会

第1 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権）

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請について（貸借権）

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請について

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について（所有権）

第5号議案 農地法第5条許可申請の事業計画変更承認申請について

第6号議案 農地法第5条の規定による許可申請について（貸借権）

第 7 号議案 農用地利用集積計画について

第 8 号議案 農用地利用集積計画取消の承認について

報告事項 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について

報告事項 2 号 使用貸借契約の解約について

報告事項 3 号 農地法第 3 条の規定による届出について（相続等届出）

報告事項 4 号 農地法第 4 条の規定による届出について（専決処理分）

報告事項 5 号 農地法第 5 条の規定による届出について（専決処理分・
所有権）

報告事項 6 号 農地法第 5 条の規定による届出について（専決処理分・
貸借権）

報告事項 7 号 農地の転用事実に関する照会について（法務局）

報告事項 8 号 非農地証明願いについて（市証明）

報告事項 9 号 時効取得による移転について

報告事項 10 号 取下願・取消願の承認について

報告事項 11 号 農地法第 6 条第 1 項の規定に基づく農地所有適格法人
の定期報告について

第 2 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の見直しについて

7. 会議の概要

事務局

ただ今より、鈴鹿市農業委員会第 12 回総会を開催いたします。開会にあたりまして堀田会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長（挨拶）

事務局

続きまして、議事に移らせていただきます。今後の議事進行は、堀田会長にお願い

いたします。

議長（堀田会長）

それでは、お手元の事項書にしたがいまして、議事を進めてまいります。

まず、開会にあたりまして、本日の農業委員会第12回総会は、委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本総会が成立しましたことを報告申し上げます。また、議事録署名者を第7番飯田秀治様、議席番号8番辻望様をお願い申し上げます。

それでは、議事第1、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の所有権について、事務局より説明いたします。

事務局

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の所有権について説明いたします。

まず、1の21番は、譲受人は、利用農地16,829.33㎡を耕作されています。今回の申請地面積は1,159㎡で、併せて17,988.33㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜、果樹を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機、コンバイン、農用自動車を各1台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴30年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴50年が2名、20年、5年、4年が各1名です。通作時間は車で約15分です。必要な農作業について、年間約65日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、1の26番は、譲受人は、利用農地7,578㎡を耕作されています。今回の申請地面積は616㎡で、この後ご説明します1の27番で158㎡を譲り渡すため、合計8,036㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機、乾燥機、コンバイン、農用自動車を各1台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴50年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴40年が1名です。通作距離は約300mです。必要な農作業について、年間約270日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、1の27番は、譲受人は、利用農地6,313㎡を耕作されています。今回の申請地面積は158㎡で、先程ご説明しました1の26番で616㎡を譲り渡すため、合計5,855㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、田植機、乾燥機、コンバイン、農用自動車を各1台、耕うん機を2台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴50年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴40年が1名です。通作距離は約100mです。必要な農作業について、年間約60日従事されています。ま

た、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、5の24番は、譲受人は、利用農地6,947㎡を耕作されています。今回の申請地面積は33㎡で、併せて6,980㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、田植機、コンバイン、農用自動車を各1台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴60年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴50年が1名です。通作距離は約1.1kmです。必要な農作業について、年間約90日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。なお、高齢者面接対象者の為、健康状態について問題ないことを確認いただいています。

続きまして、9の20番は、譲受人は、利用農地7,900㎡を耕作されています。今回の申請地面積は282.31㎡で、併せて8,182.31㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、耕うん機、農用自動車を各1台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴50年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴40年が1名です。通作時間は車で約5分です。必要な農作業について、年間約100日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、12の22番は、譲受人は、利用農地2,564.66㎡を耕作されています。今回の申請地面積は369㎡ですが、この後ご審議いただきます第2号議案、農地法第3条の規定による許可申請の貸借権で3,046㎡申請されており、併せて5,979.66㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、農用自動車を各1台リースで導入予定で、耕うん機を1台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴60年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴50年、25年が各1名です。通作距離は約400mです。必要な農作業について、年間約60日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。なお、高齢者面接対象者の為、健康状態について問題ないことを確認いただいています。

続きまして、17の23番は、譲受人は、利用農地15,711㎡を耕作されています。今回の申請地面積は297㎡で、併せて16,008㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜、果樹を栽培するとの申請です。機械につきましては、農用自動車を3台、トラクター、田植機、コンバインを各1台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴50年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴40年が1名です。通作時間は車で約5分です。必要な農作業について、

年間約 190 日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、17 の 25 番は、譲受人は、利用農地 8,437 m²を耕作されています。今回の申請地面積は 390 m²で、併せて 8,827 m²となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、耕うん機、田植機、コンバイン、トラクターを各 1 台リースで、農用自動車を 1 台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴 45 年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴 70 年が 2 名です。通作距離は約 500m です。必要な農作業について、年間約 200 日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

以上 8 件、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 1 号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、第 1 号議案は、承認といたします。

続きまして、第 2 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請の貸借権について、事務局より説明いたします。

事務局

第 2 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請の貸借権について説明いたします。

12 の 2 番は、賃借人は、利用農地 2,564.66 m²を耕作されています。今回の申請地面積は 3,046 m²ですが、先ほどご審議いただきました第 1 号議案、農地法第 3 条の規定による許可申請の所有権で 369 m²申請されており、併せて 5,979.66 m²となり、耕作放棄地等はありません。通作距離は約 500m です。その他要件は、先程ご審議いただきました内容と相違ありません。

以上 1 件、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 2 号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、第 2 号議案は承認といたします。

続きまして、第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明いたします。

事務局

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請について説明いたします。

12の7番は、住宅用地の一部として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、伊勢若松駅から西へ約850mに位置し、駅を中心とする半径1kmまでの円で囲まれる区域の、面積に占める宅地の割合が、4割を超えている区域内に位置している為です。資金は既存の追認であり問題ありません。面積の妥当性は、建ぺい率22%を満たす計画の為、適正と考えています。取水は上水道。汚水・生活雑排水は合併浄化槽にて処理後、既設道路側溝へ放流します。雨水は既設道路側溝へ放流します。周囲はコンクリートブロック及び小堤が設置されている為、周辺農地への支障はないと考えています。

以上1件、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第3号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、第3号議案は承認といたします。

続きまして、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の所有権について、事務局より説明いたします。

事務局

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の所有権について説明致します。

まず、1の24番は、個人住宅用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第1種農地です。判断基準は、国府地区市民センターから西へ約1,360mに位置し、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当する為です。第1種農地は、転用を原則として許可しない農地ですが、集落に接続して設置される住宅に該当する為、例外的に許可し得るものと考えております。資金は融資の見込みがあることを確認しております。面積の妥当性は、建ぺい率22%を満たす計画の為、適正と考えています。都市計画法は手続き中です。取水は上水道。汚水・生活雑排水は集落排水へ接続。雨水は既設道路側溝へ放流します。周囲はコンクリートブロックを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、9の25番は、隣接運送業者のための駐車場用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、河曲地区市民センターから東へ約1,480mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は残高証明書を確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透及び余水は既設

水路へ放流します。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、17の20番は、個人住宅用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、合川地区市民センターから北西へ約1,240mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は融資の見込みがあることを確認しております。面積の妥当性は、建ぺい率22%を満たす計画の為、適正と考えています。都市計画法は手続き中です。取水は上水道。汚水・生活雑排水は農業用集落排水へ接続します。雨水は既設道路側溝へ放流します。周囲はコンクリートブロック及び土留を設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、19の23番は、近隣石油製品販売業者のための駐車場用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第3種農地です。判断基準は、久間田地区市民センターから南東へ約270mに位置し、地区市民センターから周囲おおむね300m以内の区域に位置している為です。資金は通帳の写しを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲は生垣を設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。なお、こちらは1,000㎡を超える案件の為、6月10日に現地確認を実施しております。

以上4件、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第4号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、第4号議案は承認といたします。

続きまして、第5号議案 農地法第5条許可申請の事業計画変更承認申請についてでございますが、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、〇〇委員の退席を求めます。

それでは、議案について、事務局より説明いたします。

事務局

第5号議案 農地法第5条の許可申請の規定による許可申請の事業計画承認申請について説明いたします。

20の2番は、営農型太陽光パネル設置用地として令和2年2月18日付け第10-84号で許可いたしました事業計画の一部を変更したい旨の申請です。今回の申請は、使用予定であったパネルが廃番となり、パネル変更により支柱の配置数が増加し転用面積が変更されたため、事業計画変更承認申請がありました。事業の目的は前回許可内容と変更ありません。資金は融資の見込みがあること及び残高証明書にて確認してお

ります。面積について、営農型太陽光発電事業ではパネル設置にかかる支柱部分とキュービクルの基礎部分及びキュービクルを囲うフェンスの支柱の基礎部分のみが転用敷地となり、必要最小限の計画となっております。パネル下部農地については茶を栽培する旨の営農計画書が提出されています。また、知見を有するものとして、三重県指導農業士から適切な営農がなされる見込みがある旨の意見書も併せて提出されています。雨水は自然浸透で、周辺農地への支障はなく、被害防除については前回の内容と同等であると考えています。

以上1件、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

大石委員

三重県指導農業士から意見書をもらっているようですが、それをもらえば、何でも農業委員会は通していいものですか。こういう変更の案件のときには、当初申請したとおりにされているかも含めて判断すべきではないですか。

事務局

今回の案件は、パネルが廃番になったことによる許可の変更でございます。経産省にも変更の申請を出されていることも確認しておりますので、申請書上問題ないと判断しております。

大石委員

机上での問題がないというだけでなく、再申請したときには、実際申請したとおりに運用されているかどうかを確認してから許可していくのが筋ではないですか。内容的に瑕疵がないといったところで、現場を確認して問題ないかを平行していくのが当たり前で、3条の申請では申請者の農地に車庫などが建ててないかなどを確認して建てておれば申請を受け付けないとか、かなり厳しいことをやっているのに、こういうことに関してだけ、現地も見ないで許可するのは本末転倒ではないか。営農型の太陽光は、1級農地でもどんどん設置しているが、チェック機能を働かせなければならぬのではないか。農業委員会がそういうことに対して足を踏み込む姿勢を見せていないことは、農業委員会の役割を果たしてない。事務局だけでなく農業委員会全体のことだと私は思います。

議長（堀田会長）

この案件を整理しますと、前回の総会で営農型の承認をしたが、太陽光のパネルが廃番になって変更せざるを得なくなり、杭の位置が変わってくるので、初めから申請をし直すというものです。営農型太陽光については、色々ご意見や批判もあろうかと思います。営農をやりながら農業収入を主体として太陽光を副収入にするといった

ものですが、太陽光が主になり営農が疎かにならないか懸念され、農業委員会としてもチェックしなければならないと1年前くらいから思っていました。最近の国の政策では、80%の収穫量が50%でも良いと緩和されてきている。非農地判定についても慎重にやらなければならないと思っていたが、通知で、農地利用最適化推進委員等の3人が認めれば非農地判定できるというように、かなり緩めてきています。優良な農地や再生できる農地だけを守っていき、担い手と後継者を推進してきましたが、担い手も3割が高齢者となっていき、担い手の後継者もいない。これからは、大規模の経営体から中規模、小規模の経営体、新規就農者、半農半Xを含めて農業委員会としては推進していくというような方向になっています。この案件については、80%の収穫量であろうと50%の収穫量であろうと営農の形がとれているということを一度現地確認し、現状把握していく必要があらうかと思ひますし、許可については慎重に審議をまずは地区でしてもらうことが大事かと思ひますのでよろしくお願いいたします。

大石委員

私が言いたいのは、優良農地を残さなければならないという考え方の原点に立てば、営農型太陽光をやっているところは、庄内でも、ものすごくいい優良農地で、100%優良農地と活用すべきだという土地にわざわざお茶やタマリユウ、ブルーベリーを作ると、いい加減なことを言ってやっていく。国が規制を緩めていくのは仕方ない部分もあるが、優良農地を潰していく一方、農業用道路が1本しかないところでも農用地であるため家も建たないという施策だが、あまりにもアンバランスである。この案件についてどうこう言うことではないが、現地確認をして申請どおりにされてますと言付け加えてもらえると、より現実的な判断かなと思ひ意見述べさせていただきます。

議長（堀田会長）

今回の案件と農用地の除外申請は別の問題ですが、検討する余地はあると理解しております。

辻委員

太陽光は農用地では原則的には不許可ですが、営農型太陽光は法律上許可になるのですか。

事務局

営農型太陽光は一時的な転用の扱いになり、例外の扱いになると法律上定められておりますので、農用地や第1種農地でも行えます。

辻委員

期間10年であつても可能ですか。

事務局

通常は期間3年ですが、営農型であつて認定農業者がされる場合は10年まで認め

られます。なお、荒廃農地であれば10年という規定もあります。

大石委員

実際は3年10年という縛りはあっても、なし崩しに延長されていく。

事務局

改めて許可をとっていただく必要があります。

大石委員

再申請も形式的にやっている。

議長（堀田会長）

現状としては形式的になっていく可能性が強いが、3年たった時点でもう一度申請し直してもらう。これの繰り返しです。

意見もでたことですが、事務局から説明がありました議案につきましては、承認いたします。〇〇委員の着席を求めます。

引き続き、第5号議案につきまして、事務局より説明いたします。

事務局

第5号議案 農地法第5条の許可申請の規定による許可申請の事業計画承認申請について説明いたします。

16の1番は、工場用地として令和元年5月15日付け第9-5号で許可いたしました事業計画の一部を変更したい旨の申請です。今回の申請は、当初の申請地の一部分において、事業計画で進出を予定していた企業が変更されたことに伴い、当該区画の土地利用計画も併せて変更となり、また譲受人も変更されたため、事業計画変更承認申請がありました。事業の目的は前回許可内容と変更ありません。資金は残高証明書を確保しております。土地造成は切土及び盛土して整地。取水は上水道、汚水・雑排水は合併浄化槽にて処理後、雨水とともに調整池に集水し、流量調整後南側の水路へ放流します。周囲はL型擁壁、U字側溝を設置するため、周辺農地への支障はなく、被害防除については前回の内容と同等であると考えています。

以上1件、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第5号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、第5号議案は承認いたします。

続きまして、第6号議案 農地法第5条の規定による許可申請の貸借権についてでございますが、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、〇〇委員の退席を求めます。

それでは、議案について、事務局より説明いたします。

事務局

第6号議案 農地法第5条の規定による許可申請の貸借権について説明いたします。

20の16番は、先程ご審議いただきました第5号議案 農地法第5条許可申請の事業計画変更承認申請の転用案件でございます。現状が農地である場合の事業計画変更承認申請は、改めて農地転用の許可申請も要するため、再度一時転用を行いたい旨の申請です。申請内容につきましては、先程ご審議いただきました内容と相違ありません。

以上1件、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、この議案は、承認といたします。

それでは、〇〇委員の着席を求めます。

引き続き、第6号議案につきまして、事務局より説明いたします。

事務局

第6号議案 農地法第5条の規定による許可申請の貸借権について説明いたします。

まず、9の19番は、農家住宅用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第3種農地です。判断基準は、考古博物館から南東へ約190mに位置し、博物館から周囲おおむね300m以内の区域に位置している為です。資金は融資の見込みがあることを確認しております。面積の妥当性は、建ぺい率22%を満たす計画の為、適正と考えています。取水は上水道。汚水・生活雑排水は合併浄化槽にて処理後、雨水と共に既設道路側溝へ放流します。周囲はコンクリートブロックを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、12の14番は、近隣建築業者のための資材置場用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、柳駅から南東へ約1,080mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は残高証明書を確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透及び余水は既設水路へ放流します。周囲はコンクリートブロック及び小堤が設置されている為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、15の15番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、磯山駅から北西へ約480mに位置し、鉄道の駅より周囲おおむね500m以内の区域に位置している為です。資金は通帳の写しを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利

用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透及び余水は既設水路へ放流します。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、19の18番は、隣接自動車販売業者のための駐車場用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第1種農地です。判断基準は、久間田地区市民センターから南東へ約560mに位置し、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当する為です。第1種農地は、転用を原則として許可しない農地ですが、既存敷地の拡張に該当する為、例外的に許可し得るものと考えております。資金は通帳の写しを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透及び余水は既設道路側溝へ放流します。周囲はコンクリートブロック及び小堤が設置されている為、周辺農地への支障はないと考えています。

以上4件、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第6号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

佐々木委員

太陽光ですが、書類に、業者等が地域の委員さんに説明済と書いてはあるのですが、地区委員さんは書類がまわってきた時点で聞いてないので、業者に電話して、「まだしてなかったです」というのが、結構あります。事務局としても、申請書に書いてあるからOKというのではなく、本当に連絡しているのかチェックをお願いしたい。

これも地区委員さんから話しがありましたが、申請者と工事業者は違うのですが、資材を農道へ置いてトラクターが通れないとか、水路をブロックで止めて下の田へ水が入らないというトラブルがある。電柱を赤道に設置した場合、地域として草刈りをしているので大変困るといったトラブルがある。農業委員会へそういうことがあると連絡すれば、指導してもらえるのでしょうか。

事務局

申請書に説明済とある件には、窓口では説明してますかと確認しておりますが、今後も説明を徹底するようにしていきたいと考えております。

工事に関しましては、現場と行き違いになっていることもあるかと思いますが、連絡をいただきましたら、行政書士や業者を通じて対応を考えていきたいと思います。

佐々木委員

書類の件ですが、行政書士のなかには、定型文を複写して作成しているので、前回の案件の名前が入っていたりする。何回も繰り返す業者には、厳しい指導をお願いしたい。

議長（堀田会長）

私の例でもございましたが、地区委員をしていたときに、業者と会ったこともないのに、説明済と書いてあったこともありました。地区委員会でもしっかり審査していただきたい。それでもクレームがでた場合は、事務局から指導していくことでお願いしたい。

鈴木委員

稲生地区では地区委員へ説明してない場合は、地区委員会で承認しないよう、地区で止めるようにしています。

議長（堀田会長）

農業委員は2地区を併用しておりますし、最適化推進委員は各地区ごとに1名おります。その方たちが責任をもって説明を聞いたのかどうかを確認して、説明してからでないと井田川でも事務局へ上げておりません。農業委員が知らずに総会へ提出されて、地元から質問がでることは極力避けていきたいと思いますので、そのあたりの風通しをよろしくお願いいたします。

大石委員

こういった行き違いが起きるのは、いったい何に問題があるのか。

議長（堀田会長）

農業委員と地区の最適化推進委員の連携だと思います。地区委員会で聞いてない場合は、説明を受けてから上げてくださいますよと言っている。私は農業委員と最適化推進委員の風通しだと思いますし、農業委員も地区委員と連携をすることが必要だと思います。

大石委員

委員会が今まで1つだったものが、農業委員と最適化推進委員に2分割して、風通しが悪くなったのではないかと。

議長（堀田会長）

鈴鹿では農業委員と最適化推進委員があります。農業委員は要らないのではないかとこの話にもなりますが、国の方策としては、女性委員や中立委員だとか色んなものを混ぜて委員会を形成していこうと、それでは地区のことが分かりづらいということで、二刀流をとって最適化推進委員を地区の農業委員になってもらおうというのが、鈴鹿流で4年前に始まっているという経緯があります。そういう形ができた以上、地区の最適化推進委員と農業委員との案件の共有が必要だと思います。自分の担当地区の案件を質問するのはいささか問題があると思います。風通しを良くしましょうということで、よろしくお願いいたします。

貴重なご意見ありがとうございます。第6号議案は承認いたします。

続きまして、第7号議案 農用地利用集積計画についてでございますが、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、〇〇委員の退席を求めます。

それでは、議案について事務局より説明いたします。

事務局

第7号議案 農用地利用集積計画について、別冊の農用地利用集積計画書により説明します。

2ページ目7番及び8番は、加佐登地区で米10kg相当の金納です。

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。またすべてで申請者双方が合意しており、かつ地区委員会でも審議いただき承認されております。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、この議案は承認いたします。それでは、〇〇委員の着席を求めます。

引き続き、第7号議案でございますが、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、〇〇委員の退席を求めます。

それでは、議案について事務局より説明いたします。

事務局

続きまして8ページ目16番は、玉垣地区で米30kgの物納です。

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。またすべてで申請者双方が合意しており、かつ地区委員会でも審議いただき承認されております。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、この議案は承認いたします。それでは、〇〇委員の着席を求めます。

引き続き、第7号議案につきまして事務局より説明いたします。

事務局

続きまして1ページ目1番から3番は、庄野地区で1筆10,000円の金納です。

2ページ目4番から6番及び3ページ目9番及び10番は、加佐登地区です。4番から6番は、使用貸借です。9番は、23,880円の金納です。10番は、全筆合計で200,000円の金納です。

4ページ目11番は、牧田地区で米15kgと30kgの物納です。

5ページ目12番は、石薬師地区で使用貸借です。

6ページ目13番は、白子地区で使用貸借です。

7 ページ目 14 番及び 15 番は、河曲地区です。14 番は、米 25 k g 相当の金納です。15 番は、米 25 k g, 35 k g, 50 k g 相当の金納です。

9 ページ目 17 番は、若松地区で米 15 k g の物納です。

10 ページ目 18 番から 21 ページ目 44 番は、天名地区です。18 番から 39 番は、農地中間管理機構を通した使用貸借です。40 番から 44 番は、農地中間管理機構を通した米 30 k g 相当の金納です。

22 ページ目 45 番から 48 番は、合川地区です。45 番及び 46 番は使用貸借です。47 番は、米 30 k g 相当の金納です。48 番は、米 30 k g の物納です。

23 ページ目 49 番は、井田川地区で農地中間管理機構を通した 10,800 円の金納です。

24 ページ目 50 番及び 51 番は、久間田地区で 10,000 円の金納です。

25 ページ目 52 番及び 53 番は、深伊沢地区で使用貸借です。

26 ページ目 54 番から 57 番は、鈴峰地区です。54 番は、所有権の移転です。55 番から 57 番は、使用貸借です。

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。またすべてで申請者双方が合意しており、かつ地区委員会でも審議いただき承認されております。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 7 号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、第 7 号議案は、承認いたします。

続きまして、第 8 号議案 農用地利用集積計画取消の承認について事務局より説明いたします。

事務局

続きまして、第 8 号議案 農用地利用集積計画の取り消しについて、別紙の農用地利用集積計画取消の承認により説明いたします。

1 件目、地区は天名地区で、承認総会は令和 3 年 4 月です。申出の種類は、基盤強化法に基づく申出で、利用権の設定です。取消理由は、利用権の設定を受けた者に誤りがあったためです。

2 件目も、地区は天名地区で、承認総会は令和 3 年 5 月です。申出の種類は、基盤強化法に基づく申出で、利用権の設定です。取消理由は、農地中間管理機構による手続きが済んでいない案件について利用権を設定したことによるものです。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 8 号議案につきまして、何かご意見ご異議

ございませんか。

別段無いようでございますので、第8号議案は承認といたします。

続きまして、報告事項に移らせていただきます。報告事項1から11につきまして一括して事務局より説明します。

事務局（議案書朗読）

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました報告事項1から11の案件は、すべて書類内容等も完備しておりますので、報告といたします。

報告事項につきまして、ご質問等ございますでしょうか。

議長（堀田会長）

別段無いようでございますので、報告事項を終了します。

続きまして、議事第2「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の見直しについて、事務局より説明いたします。

事務局

資料 議事第2をご覧ください。「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改正案につきましては、本年3月の総会で説明申し上げ、先月総会後の専門委員会で、ご検討いただいたところでございます。本日は、専門委員会で頂戴いたしましたご意見も併せて、指針の改正案をご検討いただきたいと思います。と存じます。

まず、1ページの第1は、基本的な考え方を定めておりまして、特に変更はございません。令和5年度を目標とし、委員改選期である3年ごとに検証・見直しを行うこととしております。

次に第2で具体的な目標と推進方法を記載しております。1担い手への農地利用の集積・集約化につきましては、農政検討委員会で協議いただいております。令和6年3月末時点の目標60％は、市の基本構想に基づいており、適当であるとのことでございました。主なご意見といたしましては、担い手の負担、草刈りや賃借料など負担が大きく、後継者の育成が課題であることや、当初の集積率30％に対しまして、令和2年3月末では35.9％、直近の本年3月末時点では、45.9％で、着実に成果につながっている。あるいは、依然として正式な手続きを行っていない、いわゆるヤミ貸借が多数存在することから、これを解消する対策が必要であるとのことでございました。2ページをご覧ください。担い手の農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法としましては、市、農地中間管理機構、農協等の関係機関と連携し、「人・農地プラン」を支援することや、関連諸制度の周知徹底を図り、潜在的な貸借関係を解消するとしています。

次に2 遊休農地の発生防止・解消につきましては、振興検討委員会で協議いただいております。令和6年3月末時点の目標72haは、市の総合計画の後期基本計画であります、年間3haの解消と整合性をとったもので、適当であるとのことでございま

した。また委員会では、獣害の実態把握に係る県のアンケートがあるが、具体的に活かされていないのご指摘や、地区委員、最適化推進委員からの定期的な活動報告の中で地区の課題を明確にすべきといったご意見がありました。遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法としましては、各地区委員会で実施していただいております利用状況調査の実施結果に基づき、利用意向調査を実施するとともに、所有者への相談・指導を行う。利用意向調査の結果を踏まえ、農地中間管理機構と連携を図り、利用促進に繋げる。再生利用が困難とされる荒廃農地については、現況に応じて「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。農林部局との連携及び情報共有を図り、獣害等の実態把握と対策の検討を行う。広報活動を積極的に展開し、啓発に努めるとしております。

最後に3ページの3新規参入の促進につきましては、農政検討委員会で協議いただいております。令和6年3月末時点の目標14経営体は、市の基本構想であります、年間2経営体と整合性をとったもので、適当であるとのことでした。また委員会では、米農家の新規参入は採算がとれず、高収益の作物でないと難しい。支援制度を積極的にPRしていくことが必要であるといったご意見がありました。具体的な推進方法としましては、市、地域農業改良普及センター、農協等関係機関と連携し、技術面、経営面からの継続的な支援を行うとしております。

説明は以上でございます。指針案につきまして、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました議事第2につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

掻い摘んで申し上げますと、一つは国の政策である人・農地プランをもっと充実させて、担い手への集積を国は80%だが市は60%を令和6年度の目標としてやっっていこう。荒廃地につきましては非常に難しいが非農地判定をして、農地は農地で守っっていこう、遊休農地で復元できる農地は年間3ha削減し4年後には12haを減らっっていこうということが基本的な方針であると、専門委員会でまとめていただいた結果でございます。

大石委員

担い手の活動には、農業委員会の取り組みも大事なことだと思いますが、各論に踏み込んで、担い手がもっと活動しやすい農地配分をしていかないと、小さな農地を転々として移動に時間がかかることがないように、この地域はこの人に任そうというジャッジを、農業委員会としても下すときにきているのではないかと思いますので、農協等とも話し合いをしながら、担い手を育てやすい環境を整えてあげるのも委員会の仕事だと思います。ここに書いてある数字は書くのは簡単なことだと思うのですが、実際これを達成するのは、かなりハードルが高いのではないかと思いますところもあります。

私の地域を例にすると、担い手の方が手を挙げて辞めてしまうと、恐らく、次の担い手は来ないと思います。中山間地域の耕作地は非常に不利な条件でやられているというのが事実で、更に細かい土地を転々と動かないといけないことでは、頭打ちを思うので、そういうところについてはAさんに任すべきで、いいところだけ他所の人が食って行って、そういう人達が長く担い手として活動することを阻むような体制に見受けられるので、そのあたりも考慮してもらえるとありがたいと思います。

議長（堀田会長）

貴重な意見ありがとうございます。担い手の問題につきましては、正にそのとおりでございます。農業委員会だけでは面積を割り振ったり、集約はできませんので、市農林水産課、JAも含めて、担い手の方にも寄ってもらって、ちょっとでも集約ができるようなかたち、もう一つは担い手に負担ができるだけ少なくなるようなかたちを育てていかないと担い手はできてこない。特に中山間地域は。

井田川の場合は、担い手はおりますが、後継者がいないという問題はあるわけですが、井田川地区ではできるだけ、担い手が農業しやすいように、畔を全部取ったり、できるだけ集約化をしているのと、農道や溝口の修理は全部町内の費用で負担し、水利費は一切取らない。補助事業も受けながら担い手育成をしているのが現状です。各地区でも、農協と農林水産課、農業委員会がバラバラで、人・農地プランとして目標を立てているだけで、市がまとめて県へ報告している。もう少し関係部局が寄ってどうするのかを考えていきたいと思います。

大石委員

ぜひ色々な角度から見て、検討していただかない限り、現況の担い手さんすら手を挙げて撤退することも無きにしも非ずと危機感を持っています。まして新規参入者の令和6年3月までに目標14人と立てていても、数字で書くことは簡単なことですが、新規の担い手が活動できるような体制を整えない限り無理だと思いますし、今の担い手が何を困っているのかということ解消してあげないと、問題解決にはならないと思います。下のほうの担い手がいいところを食い荒らして、山げの新規に参入した人間が残ったおかしなところばかりやりながら、ロスが多く非常に苦しい。見ても気の毒な感じで長続きしないと思います。担い手がいなくなったら誰が責任とってくれるのかと、荒れ放題に荒れてしまうと思うので、そんなことにならないよう今からやれることはあると思うので、会長が言われた多くの関係者を集めて協議して1年か2年かけて問題を解決するのに、早急に取り組んでいただきたいなと思いますし、私どもも機会があれば協力させてもらうのでよろしくお願いします。

議長（堀田会長）

前向きに、各団体を含めて取り組んでいきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。他にございますでしょうか。

貴重な意見をいただきました。前向きに検討しなければならないことが沢山ござい

ます。議事第2につきまして承認いただくということでよろしいでしょうか。
ありがとうございます。以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。